

令和8年度沖縄県先島諸島からの住民避難訓練に関する受入検討業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度沖縄県先島諸島からの住民避難訓練に関する受入検討業務委託

(2) 業務の目的

令和8年度に実施予定の国、沖縄県、九州・山口各県等との共同実動・図上訓練に向け、沖縄県からの避難住民の円滑な受入れ実施を図るため、必要な情報の整理、分析、検討を通じて計画資料を作成するもの。

(3) 委託期間

契約締結から令和9年1月29日（金）まで

(4) 業務内容

別添「令和8年度沖縄県先島諸島からの住民避難訓練に関する受入検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 委託料上限額

3,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この額は、企画提案に当たっての目安（上限）額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、委託料上限額とは必ずしも一致しないことに留意すること。

2. 受託候補者の選定方法

業務遂行に必要な実績や能力を有する民間事業者を選定する必要があるため、単純な価格比較ではなく、一定の参加資格を満たす事業者から業務に関する企画提案を受け、県が予め設置した審査会において提案内容を審査した上で、総合的に最も優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定するプロポーザル方式を採る。

なお、受託候補者として選定された事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2号の規定に基づく随意契約を行う。

3. 受託候補者の選定に係るスケジュール

		スケジュール
7月	27日（月）	公告開始
8月	4日（火）	参加表明書提出期限
	5日（水）	質問票受付期限
	13日（木）	企画提案書及び辞退届提出期限
	21日（金）	審査会
	下旬	受託候補者の決定、結果通知
9月	上旬	見積書提出期限
		契約締結

4. 担当所属

所属名 熊本県知事公室危機管理防災局危機管理課
所在地 〒862-8570
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（熊本県庁防災センター2階）
担当者 危機管理班 永田

電話番号 096-333-2112(直通)

メール kikikanri@pref.kumamoto.lg.jp

5. 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (6) 企画提案書受付期間において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下でないこと。

6. 応募要領

(1) 参加表明書の提出

本業務の企画提案に参加する者は、参加表明書(様式1)に必要書類を添付のうえ、持参又は郵送(配達証明など送付したことが証明できるもの)により、担当所属宛てに提出すること。

※ 参加表明書にある「入札参加資格」欄に「令和8年度熊本県の入札参加資格者」の登録番号を記入すること。

書類の名称	留意事項	必要部数	提出期限
参加表明書 (様式1)	・ 組織体制に関する書類(様式任意)を添付すること。	1部	令和8年8月4日(火) 正午(必着)

(2) 企画提案書の提出

参加表明書を提出した者は、企画提案書(様式2)で定める必要書類を添付のうえ、持参又は郵送(配達証明など送付したことが証明できるもの)により、4に記載する担当所属宛てに提出すること。

書類の名称	留意事項	必要部数	提出期限
企画提案書 (様式2)	・ 「7 企画提案書の作成要領」に基づき必要書類を作成すること。 ・ 企画提案書及び添付書類の提出後の修正・変更は認めない。 ・ 提出された企画提案書及び添付書類一式は、返却しない。 ・ 参考見積書は、単価及び数量などの内訳を詳細に記載すること。 ・ 金額は、消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。	1部	令和8年8月13日(木) 正午(必着)

(3) 質疑応答

業務内容や企画提案書の作成に関して質疑がある場合は、質問票（様式3）を電子メールにより、4に記載の担当所属宛てに提出すること。

書類の名称	留意事項	提出期限
質問票 (様式3)	・ 質問内容を具体的に記載すること。 ・ 質問票に対する回答は、質問者を匿名として全ての参加表明者に対して電子メール等で行う。	令和8年8月5日(水) 正午(必着)

(4) 参加の辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を持参又は郵送（配達証明など送付したことが証明できるもの）により、4に記載する担当所属宛てに提出すること。

書類の名称	提出期限
辞退届（様式4）	令和8年8月13日(木) 正午(必着)

7. 企画提案書の作成要領

- ・ 言語は日本語とする。
- ・ 用紙はすべて A4版縦、文字方向は横書き、文字のフォントサイズは 10.5 ポイント以上とすること。
- ・ 適宜図表を用いるなど、理解しやすい内容とするよう努めること。
- ・ 専門的知識を有しない者であっても理解できるような分かりやすい表現とするよう配慮すること。
- ・ 提案書作成及びこれに付帯する作業に係る経費は、提案者の負担とすること。

8. 企画提案内容の審査

(1) 審査方法

企画提案書について、以下の審査項目に基づき書面審査を行い、審査委員全員の評価点数の合計が最も高かった事業者を受託候補者とする。同点となった場合は、審査項目の「提案内容」について各審査員の点数の合計が最も高かった事業者を採用する。さらに、同点の場合は審査員の多数決により決定する。

なお、提案内容が仕様書の要件を満たさない場合、審査委員全員の評価点数の合計の平均が60点に満たない場合は、その事業者を採用しない。

【審査基準】

審査項目	審査内容	配点
① 業務実績	業務遂行に当たり十分な知識やノウハウを有しているか。	15 点
② 業務実施体制	業務を迅速かつ円滑に遂行するために、適切な業務実施体制が敷かれているか。	10 点
③ 提案内容	本訓練の現状や課題を十分に捉えた提案内容となっているか。	15 点
	提案内容が具体的で、受入れ計画策定に繋がるような実現性があるか。	15 点
	提案内容は提案者の工夫が見られ、独自性のある内容か。	15 点
	スケジュールが明確で、実行性があるか。	10 点
④ 業務遂行能力	業務を円滑に遂行するために必要な能力（本業務の理解度、コミュニケーション能力）を有しているか。	3 点
⑤ 経済性	業務内容に対して合理的で適切な見積額が示されているか。	10 点

⑥ 事業者の 取組	熊本県ブライ企業業の認定を受けている	1 点
	障がい者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある	1 点
	協力雇用主登録制度に登録している	1 点
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある	1 点
	熊本県渋滞対策パートナーシップ登録制度に登録している	1 点
	熊本県SDGs登録制度に登録している	1 点
	パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録している	1 点
合計(満点)		100 点

(2) 審査結果の通知

審査・選考の結果は、後日、全ての参加事業者に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

9.失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「5 参加資格要件」に記載する参加資格要件を満たさない場合
- (2) 参加表明書(様式1)及び企画提案書(様式2)が期限までに提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 参考見積額が「1 業務概要(5)」に記載する委託料上限額を超える場合
- (5) 選考の公平性を害する行為がある場合
- (6) 上記の他、提案に当たり著しく信義則に反する行為等、審査会が失格と認めた場合

10.その他の留意事項

(1) 費用弁償

企画提案の参加に要する経費は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 契約締結

- ・ 審査会により選定された最優秀提案者と速やかに契約に関する協議を行い、随意契約を締結する。
- ・ 審査会により選定された受託候補者は、契約の締結に際し、熊本県会計規則(昭和60年3月26日規則第11号)第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(3) その他

この要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、熊本県会計規則その他関係法令等の定めるところによるものとする。